

東京地裁書記官に訊く

— 交通部編 —

今月号の特集は、満を持しての登場となりました。書記官に訊くシリーズ『交通部』編です。

今回は裁判所書記官からの寄稿に加え、我々弁護士が交通事故を処理するにあたり、留意しなければならない事項について、公益財団法人日弁連交通事故相談センターで長年ご活躍されている厚井乃武夫会員からの解説を加えております。

交通事故は、弁護士業務を行っていくうえで避けては通れない業務分野の1つでありながら、独特の概念や医学知識が要求されるなど、高度な専門性が求められる分野でもあります。

本稿が、会員みなさまの交通事故事件処理に対する一助となれば幸いです。

(伊藤 敬史, 山添 健之, 岩崎 孝太郎)

I 東京地方裁判所民事第27部(交通部)書記官に訊く

第1 東京地方裁判所民事第27部 (交通部)の概要

1 はじめに

東京地方裁判所民事第27部は、当庁の民事訴訟事件係において受け付けた事件のうち、交通事故に関する事件のみを取り扱う専門部です(全国の裁判所で民事交通事件を取り扱う専門部があるのは、当庁と大阪地方裁判所だけです。なお、当部は、過去に労災事故訴訟を取り扱っていたこともありました

が、現在は通常部において取り扱うようになっていきます)。また、交通事故に関する事件を本案とする証拠保全及び訴え提起前における証拠収集の処分事件についても当部において取り扱います(3年間で1~2件程度)。

2 部の構成

平成25年4月時点において、裁判官10名、書記官14名(主任書記官2名、書記官12名)、速記官3名及び事務官3名、単独事件を担当する係が9係(1・2・3・4・5・A・B・C・D)、合議事件を担当する係が6係(甲1・2, 乙A・B, 丙イ・ロ)で

審理にあたっています。

3 事件処理の状況

(1) 新受事件数及び既済事件数の推移

当部の新受事件数及び既済事件数の推移は表のとおりであり、平成24年の新受事件数は1778件で、平成23年の1593件から約11.6%増加しています。平成24年の既済事件数は1600件で、平成23年の1604件とほぼ同程度で推移しています。

	新 受	既 済
平成20年	1370件	1314件
平成21年	1477件	1454件
平成22年	1485件	1579件
平成23年	1593件	1604件
平成24年	1778件	1600件

(2) 新受事件数の増加原因

新受事件数は増加傾向にあります。新受事件数が増加している原因としては、

- ① 損害保険会社の保険金支払の査定が厳しくなったこと
- ② 損害保険会社が積極的に求償金の回収に努めるようになったこと
- ③ 高次脳機能障害等により高額の将来介護費用を請求する事案など示談で簡単に解決できない新しい問題を含む事件が増えていること
- ④ 物損事故についても、弁護士費用補償特約を付す自動車保険が一般化し、訴訟の提起が容易になったこと
- ⑤ 被害者側の権利意識が向上したことなどが考えられます。

(3) 既済事件の特徴

当部においては、当事者の一応の主張、立証がされた段階で裁判所から和解案を提示することとしています。そのため、既済事由は、和解によるものが多く、全体の約7割を和解が占めています。

4 事件の内容等

当部が担当する交通に関する事件には、①交通事故の被害者が、加害者に対し、不法行為責任（民法709条、715条、719条等）あるいは自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という）3条の運行供用者責任に基づき、損害賠償を請求する事件、自賠法16条に基づき、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という）の保険会社に対し、直接請求する事件及び加害者側が締結していた任意保険の保険会社に対し、保険約款等に基づき、直接請求する事件などの損害賠償請求事件、②保険会社が、被害者に対して保険金を支払ったことにより、保険代位に基づき、加害者に対し、損害賠償を請求する求償金請求事件、③加害者が被害者に対し、損害賠償債務がないことあるいは一定額を超えて損害賠償債務がないことの確認を求める債務不存在確認請求事件などがあります。

なお、車両が関係する事故であっても、車両の運行に起因するとはいえない事故、例えば、車両の走行中、投石等により乗客が負傷した等の事故や停車中の電車・バス内で滑って転んだ事故、駐車場内に駐車中の車両のドアが隣の車両に当たった事故などは、当部ではなく、通常部で取り扱っています。また、自動車保険の人身傷害特約、無保険車傷害特約等に基づく保険金請求事件も原則として通常部で取り扱っています。

第2 訴訟提起段階での留意点

1 管轄

(1) 当庁に管轄がある場合

ア 交通事故に関する訴訟事件の土地管轄は、民事通常訴訟事件と同様ですので、当庁に土地管轄がある場合としては、①被告の普通裁判籍（民事訴訟法（以下「民訴法」という）4条）である被告の住所地、②義務履行地（同法5条1号）である原告の住所地が当庁の管轄にある場合のほか、③不法行為地（同法5条9号）である交通事故発生場所が当庁の管轄にある場合が考えられます。なお、当庁の管轄内には、損害保険会社の本店所在地が多数あることから、義務履行地が当庁の管轄にあるとして、保険会社を原告とする求償金請求事件が提起されることが多いですが、このような事件においては、相手方から移送の申立てがあれば、被告の住所地、交通事故の発生場所を管轄する裁判所に移送することが少なくありません。

イ 交通事故に関する訴訟事件では訴訟に至る前に当事者間で交渉がされていることが多く、当事者双方の住所地及び交通事故発生場所のいずれもが当庁の管轄にない場合であっても、当事者間で管轄合意がされて、管轄合意書とともに訴訟提起がされることもあります。

管轄合意は当事者双方の合意ですから、管轄合意書には当事者双方の間で合意が成立したことが表示されている必要があります。通常は、当事者双方（代理人）の記名押印がされています。

管轄合意が代理人によってされる場合には、委任状が必要ですが、委任状の作成日と管轄合意書の作成日にそごがあるものが見られますのでご注意ください。なお、相手方が「委任状は裁判所に直接提出する」などとして原告が委任状原本の交付を受けることが難しいときであっても、少なくとも委任状の写しの交付を受けてそれを添付するようにしてください。

(2) 当庁に管轄がない場合

当事者双方の住所地及び交通事故発生場所のいずれもが当庁の管轄にないにもかかわらず、交通事故に関する事件の専門部があり、相手方の訴訟前の代理人の事務所が東京にあるという理由だけで当庁に訴訟提起をされる場合も少なくありませんが、応訴がない限り、移送されることとなりますので、速やかに管轄合意書を提出していただく必要があります。

また、加害者の任意保険会社の本店所在地が当庁の管轄にあることから、任意保険会社に対して、加害者に対する判決確定を条件とする将来請求をして、任意保険会社を被告に加えて訴訟提起（民訴法7条）がされることもあります。被告の選定は、原告に委ねられている事項ではありますが、加害者が任意保険に加入している場合には、通常は、任意保険会社を被告とする必要は乏しいことから、相手方から移送の申立てがあれば、被害者及び加害者の住所地、交通事故発生場所等を考慮して他の裁判所に移送することとなりますので、ご注意ください。

土地管轄とは異なりますが、当事者双方の住所地及び交通事故発生場所が立川支部管内にあるにもかかわらず、当庁（本庁）に訴訟提起をされることがあります。これについても、当該事件に即して本庁で審理をする必要性を記載した上申書を提出してく

ださい（上申書の内容によっては原則どおり回付の措置をとることもあります）。

また、訴額が140万円以下である場合には簡易裁判所の管轄です。事物管轄が簡易裁判所にあるにもかかわらず、当部での審理を求めて当庁に訴訟提起をされる場合があります。その場合には、自庁処理（民訴法16条2項）を申し立てるときには申立書、職権発動を求めるときには上申書の提出をしていただきます。申立書又は上申書には、事前交渉の経過を踏まえた上で、予想される相手方の主張、予想される争点等から、簡易裁判所ではなく地方裁判所での審理を相当とする事情を具体的に記載してください。単に「事案困難」という抽象的な記載では十分ではありません。申立書又は上申書の記載により、当部で審理するのが相当であるかどうかを判断して、当部で審理するのが相当であると認められない限り、管轄の簡易裁判所に移送します。なお、当部の取扱いとして、自庁処理の要件が認められない場合は、応訴管轄を待たずに原則として移送又は回付の措置をとります。

2 訴状の記載等

(1) 一般的な留意事項等

訴状の記載等に関する一般的な留意事項等は次のとおりです。

- ア 当事者が未成年の場合には、法定代理人（共同親権の場合には父母両名）の記載が必要であり、代理権を証する戸籍謄本などの証明書の添付や法定代理人名義の委任状が必要となります。
- イ 請求の趣旨は、原告又は被告が単数か複数かをよく確認した上で記載してください。被告が複数であるにもかかわらず「被告は」となって

いたり、「連帯」又は「各自」という記載が漏れていたりすることがあります。

- ウ 請求の原因は、被告ごとに、民法709条の不法行為責任なのか、同法715条の使用人責任なのか、自賠法3条の運行供用者責任なのかを明確に分かるように記載してください。自賠法3条を請求根拠とする場合は、人身損害分の請求しかできません。
- エ 後遺障害に基づく損害を請求する場合は、自賠責保険の後遺障害等級認定の有無、内容、手続経過の状況等を記載してください。
- オ 訴状を提出する前には、再度、費目と金額等に誤りがないか確認してください。特に、請求原因記載の請求金額及び遅延損害金の発生日（起算日）が、請求原因の最後の、いわゆる「よって書き」の部分及び請求の趣旨と一致しているかどうかよく確認してください。

計算関係が複雑なものや多項目にわたるものは、損害一覧表（計算書）を別紙として添付していただくと訴状本文の間違いないことが確認しやすいと思われます。

- カ 原告が被害者の損害賠償請求権を相続したことを理由とする場合は、相続関係図を付けて、必要な戸籍（被害者の出生から死亡までの連続した戸籍）を提出してください。

(2) 関連事件

当部に係属中の事件への併合を希望する場合は、必ず、訴状提出の際に、事件番号を明記してその旨を記載するか、上申書を添付してください。

(3) 委任状等

当部の取扱いとして、資格証明書については訴え

提起前3か月以内のもの、訴訟委任状については訴え提起前6か月以内のものを提出していただいています。

3 訴訟救助

交通事故の被害者が加害者に対して損害賠償を請求する事件では、訴訟提起とともに訴訟救助の申立てがされることがあります。訴訟救助の申立てには、①資力に関する疎明資料、②勝訴の見込みに関する疎明資料が必要です。①として、日本司法支援センター（法テラス）の援助開始決定しか提出しないものが見られますが、それだけでは不十分です。他の資力に関する資料として、生活保護受給証明書、所得証明書、非課税証明書、源泉徴収票等も必要となります。申立時から添付していただきますと、訴訟救助に係る裁判を円滑に行うことができ、第1回期日を早期に指定することができます。

4 基本的な書証

交通事故に関する事件について、主な定型的な損害項目に関する基本的な書証は、次のとおりです。争点となると予想される損害項目について、訴訟提起段階から証拠説明書とともに基本的な書証を提出してください。なお、赤い本や別冊判例タイムズ「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」（緑の本）のコピーを書証として提出するものも見られますが、それらは書証として提出する必要はありません。

(1) 事故態様等

交通事故証明書、刑事事件記録（実況見分調書

等）、車両の写真、ドライブレコーダーの画像

※交通事故証明書は、争いがない場合であっても、訴訟提起段階から書証として提出してください。

※訴訟提起段階において、実況見分調書等を入手されていない場合は、訴訟提起とともに送付嘱託の申立てをしていただくと、期日前でも採用することがあります。

※ドライブレコーダーの画像をDVD等で提出されることがありますが、裁判所で再生することができるファイル形式（現時点では、ウインドウズメディアプレイヤーで再生することができるファイル形式であれば裁判所のパソコンで再生することができます。詳しくは、裁判所にご相談ください）で提出してください。また、ポイントとなる部分をいわゆるコマ落とししたものをあわせて提出していただきますと、裁判所・当事者間において、論点の特定や事実経過の一覧的な把握に資すると思われれます。

(2) 治療費、入院雑費、傷害慰謝料等

診断書、診療報酬明細書

(3) 通院交通費

領収書、通院交通費明細書

(4) 休業損害

休業証明書、源泉徴収票、納税証明書、課税証明書、確定申告書の控え（税務署の受付日付印のあるもの）

(5) 後遺障害に関する損害

（逸失利益、後遺障害慰謝料）

後遺障害診断書、後遺障害等級認定票

(6) 修理費等

領収書，修理明細書，修理部分の写真，修理見積額が事故車の事故時における市場価格を超える場合には事故車の市場価格の判断資料（いわゆるレッドブック等）

(7) 代車料

領収書

5 照会書に対する回答

民事通常事件と同様ですが，訴訟提起時に事件係で配布される「訴訟進行に関する照会書」に，郵便による訴状送達の可能性，被告の就業場所について，被告の欠席の見込み，被告との事前交渉，被告との別事件の有無，事実に関する争い，和解について，の各項目ごとに回答いただくほか，参考になる事項（示談交渉の有無，内容，代理人の有無，調停を経たものについては，その簡単な経過等）を記入していただき，早急に当部に提出されるようご協力をお願いします。

第3 訴訟係属中の留意点

1 答弁書等の提出

被告代理人として最初に委任状，答弁書等を提出される際には，担当書記官に，担当弁護士の氏名及び第1回期日への出頭の有無をお知らせください。第1回期日に出頭することができない場合は，第1回

【別紙1】

【別紙1】

～ 民事第27部(交通部)からのお願い ～

東京地方裁判所民事第27部

【書面一般】

○ 準備書面，証拠説明書その他の書面には，事件番号と担当係名を正確に記載し，ページ数を付してください。

【ファクシミリ送信】

○ ファクシミリ送信される際には，送信書に，「正式書面」・「参考書面」の別及び次回期日に記載してください。「正式書面」とされた場合には，原則として，クリーンコピーの追完は不要です。

【準備書面】

○ 準備書面には，提出順に，標題に通し番号を付してください。

【書証・証拠説明書】

○ 「書証の提出等について」を参照してください。

【第1回期日の出頭予定】

○ 被告代理人として最初に委任状，答弁書等を提出される際には，担当書記官に，第1回期日への出頭の有無及び担当弁護士の氏名を併せてお知らせください。

【変更事項の届出】

○ 当事者の資格等に変更があった場合又は送達場所に変更があった場合には，速やかに担当書記官に連絡の上，所要の届出等をしてください。

【別訴の提起】

○ 当部に係属中の事件への併合を希望する別訴の訴状を提出される際には，その旨の上申書を添付してください（この場合には，あらかじめ担当書記官に，事件の併合，書証の提出方法等についてご相談ください。）。

期日の前に次回期日を決定しておくことが審理の促進に資するため，ファクシミリ等を利用して次回期日の調整をしますので，ご協力をお願いします。受任後間もないとして擬制陳述する答弁書に訴状記載の請求原因事実に対する具体的な認否，反論，被告の主張等が記載されていないときもありますが，第1回期日の後には，速やかに準備書面及び書証等を提出し，次回期日において，争点及び主張の整理をすることができるようにご準備をお願いします。

2 提出書類

当部に書面等を提出される場合の留意点は「民事第27部（交通部）からのお願い」【別紙1】記載のとおりです。

また，書証及び証拠説明書の提出については，「書証の提出等について」【別紙2】【別紙3】をご参照ください。特に，①刑事記録については，全丁に通し番号を付すか，調書等の別に枝番号を付した上，それぞれ

【別紙2】

【別紙2】

～ 書証の提出等について ～

東京地方裁判所民事第27部（交通部）

書証の提出等については、次のとおりお願いします。

【書証の提出方法】

- 「刑事記録」
全丁に通し番号を付すか、又は、調書等の別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す。
- 「医療記録」
・全丁に通し番号を付すか、又は、診療録、看護記録等の種類別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す。
・外国語の部分について、朱書きするか又はラインマーカーを引いた上、訳文を付記する（判読困難な部分についても、同様の方法により注記する。）
・レントゲン写真等のフィルムを書籍化される場合には、あらかじめ裁判所と相談してください。
- 「写真」
・写真の撮影者、撮影日時及び被写体（撮影場所）を、証拠説明書に記載し、又は台紙に付記する方法により明示する。
・事故現場写真については、撮影方向を記載した現場図面等を添付する。
・複数の写真を提出する場合には、文書の標目を「写真撮影報告書」とした上、A4判縦の用紙にはり付けた上、各写真に通し番号を付する（裏面参照※【別紙3】）。
- 領収証（レシート類）
・領収証等は費目ごとに整理する。
・複数の領収証等をA4判縦の用紙にはり付けて提出する場合には、各領収証等に通し番号を付す。
・感熱紙のコピー等不鮮明なものについては、朱書きで注記するなどして判読可能な状態にする。
- 「録音データ」、「画像データ」等
録音内容又は撮影内容を説明した書面を添付する（ファイル形式によっては裁判所で読めない場合があるため）。
- 「文献」等
・当該文献の表紙と奥書を付し、出典を明らかにする。
・ラインマーカーを引くなどして必要な箇所、重要な箇所等を明示する。
・外国語の文献については、必ず訳文を添付する（一部を提出する場合には、前記2の・参照）。

【書証符号】
共同訴訟人に個別に代理人が付いている場合、参加人、併合の可能性がある事件の書証符号については、あらかじめ担当書記官に確認する。

【証拠説明書】（裏面参照※【別紙3】）

- ・書証を提出する際には、必ず証拠説明書を添付する（民訴規137）。
- ・送付嘱託により送付を受けた文書を書証とした場合には、文書の標目に「（送付嘱託分）」と追記する。

れに通し番号を付す、②医療記録については、全丁に通し番号を付すか、診療録、看護記録等の種類別に枝番号を付した上、それぞれに通し番号を付す、また、外国語の部分について、朱書きする又はラインマーカーを引いた上で訳文を付記する、③証拠説明書については、書証を提出する際には必ず添付し（原則として、証拠説明書の提出がない限り、書証の提出及び取調べをしない取扱いとしています）、送付嘱託により送付を受けた文書を書証とした場合には、文書の標目に「（送付嘱託分）」と追記するよう遵守願います。

第4 文書送付嘱託

1 当部における実情

当部は、交通に関する事件の専門部であることか

【別紙3】

【別紙3】

【「写真撮影報告書」作成例】（A4判用紙を縦に使用し、左側に3センチ程度の余白）

○1 枚目（表紙）

○2 枚目以降（写真）

○末尾（撮影方向図）

【「証拠説明書」記載例】

平成〇〇年（ワ）第〇〇〇〇〇号
原告 〇〇〇〇
被告 〇〇〇〇 副本直送済み

東京地方裁判所民事第27部〇〇係 御中

平成〇〇年〇月〇日
原告代理人弁護士 山田 太郎 印

証 拠 説 明 書（1）

甲号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
1	交通事故証明書 写し	H18. 7. 7	交通安全協会	本件交通事故が発生した事実	
2	写真撮影報告書 原本	H18. 9. 9	山田太郎	本件交通事故の発生状況及び原告車両の損傷状況	撮影者 〇〇〇〇 撮影日 〇〇〇〇 被写体 〇〇〇〇

ら、病院等の医療機関を嘱託先とする医療記録（レントゲン写真等を含む）の送付嘱託や検察庁を嘱託先とする刑事事件記録等の送付嘱託の申立てが非常に多くされます。

事故態様や過失割合が争点となることが予想される場合には、第1回口頭弁論期日前の事前準備として、原告に対し、刑事事件記録の入手の有無を確認した上、入手していないときは、その送付嘱託の申立てを促し、期日外に裁判官の判断により、採用して嘱託を行うなどして審理の促進を図ることとしています。

事故と傷害又は後遺障害との因果関係、傷害と治療との因果関係やその相当期間等が争点となる場合には、できる限り早期に、かつ、立証に必要な医療機関・医療記録を厳選した上で、その送付嘱託の申立てがされることが望ましいと考えています。

第1回期日までに送付嘱託の申立てがされた場合には、申立書の副本の受領を確認することができれば、裁判官の判断により、第1回期日を待たずに採

【別紙4】

【別紙4】
【交付用】

～ 送付嘱託についてのお願ひ ～

平成25年5月
東京地方裁判所民事第27部

【嘱託先の確認等】

診療時から送付嘱託申立てまでの間に嘱託先の病院等が転居・廃院している例もありますので、所在地、郵便番号、電話番号等を確認の上、申立書に記載してください。

申立てに際しては、嘱託先の件数分の申立書写しもあわせて提出してください。

【嘱託用の郵券】

既に予納されている場合を除き、嘱託先1か所につき、3400円分(内訳:500円×3枚、200円×2枚、100円×6枚、80円×5枚、50円×4枚、20円×10枚、10円×10枚)の郵便切手を申立書に添付してください(嘱託先が東京地方検察庁、東京家庭裁判所の場合は不要)。

【同意書の提出】

提出に法律上同意を要件とするものではない文書であっても、例えば、医療機関が患者との信頼関係を重視する場合のように嘱託先から同意書の提出を求められる例が比較的多いため、手続の遅滞を避けるため、本人の同意書(書式例については、担当書記官までお申し出ください)の早期提出をお願いします。

【不起訴事件記録の送付嘱託】

不起訴事件記録中の供述調書等の送付嘱託をする場合の一般的な要件については、「赤い本」等を参考にしてください。

【送付文書の交付について】

当部においては、医療機関を嘱託先とする送付文書につき、一定の要件を満たす場合には、送付文書を申立代理人に交付する取扱いとさせていただきますので(裏面「～送付文書の交付について～」参照)、ご協力ををお願いします。

【レントゲン写真の貸出し等の事前連絡】

レントゲン写真等の貸出しを受けたり、その返還をする際は、事前に担当書記官に連絡の上、日時を予約してください。

【レントゲン写真の返還期限厳守】

貸出しを受けたレントゲン写真等については、返還期限(原則2週間)を厳守してください。返還期限までに返還することができない事情がある場合には、必ず期限内に担当書記官に連絡しうえ、返還期限の延長上申書を提出してください。

【送付文書の早期返還】

送付文書(原本及び返還を要する写し)は、裁判所において民事保管物として保管されることとなりますが、当部においてはその数も膨大であり、適正な保管物の管理及び嘱託先における送付文書使用の都合といった観点等から、早期の返還が望まれます。そこで、特に必要と認められる場合を除き、弁論への上程及び当事者の開覽・謄写が完了した後に、速やかに嘱託先に返還させていただきますので、ご了承ください。

用して嘱託を行うことがあります。また、期日間における送付嘱託の申立てについても同様です。送付嘱託の申立てに対して意見があるときは、申立書の副本の受領後に速やかにその旨をご連絡ください。

当部からの送付嘱託についてお願いしたいことは、「送付嘱託についてのお願ひ」【別紙4】記載のとおりですが、以下、いくつかの点について説明します。

2 申立て

(1) 文書送付嘱託申立書(書式例【別紙5】【別紙6】)

ア 送付嘱託の申立ては、書面又は口頭ですることができ(民事訴訟規則(以下「民訴規」という)1条)が、当部においては、書面による申立てを原則としており、申立人から文書送付嘱託申立書を提出していただいています。

申立書には次の事項等を記載等してください(民訴法180条1項、民訴規99条1項。なお、民訴法221条1項参照)。

① 標題(「文書送付嘱託申立書」)、日付、作成者等、押印

② 送付を嘱託する「文書の表示」(具体的な文書の表示や趣旨によってできる限り特定していただく必要がありますが、それが著しく困難な場合であっても、所持者において文書を特定できる程度に記載してください)

なお、検察庁に対する申立書については、必ず「検番」を記載してください。

③ 「文書の所持者」(機関等の名称、住所、郵便番号等)

④ 「証明すべき事実」

イ 複数の機関を嘱託先とする文書送付嘱託の申立て(例えば、検察庁、警察署、社会保険事務所、保険会社その他の団体等を嘱託先とする申立て)については、嘱託先ごとにそれぞれ申立書を提出してください。ただし、医療機関を嘱託先とする文書送付嘱託については、複数の病院等を嘱託先とする場合であっても、1通の申立書に複数の病院等を嘱託先として記載していただいて差し支えありません。

ウ 申立書の副本は、原則として、相手方に直送してください(民訴規99条2項、83条)。ただし、相手方が代理人を選任していない場合等において、裁判所から送付する必要があるとき(民訴規47条4項)は、相手方の数に応じた通数の副本の提出をお願いします。

エ 申立手数料は、不要です。

(2) 予納郵便切手

嘱託先1か所につき3400円分(内訳:500円×3枚、200円×2枚、100円×6枚、80円×5枚、50円×4枚、20円×10枚、10円×10枚)の郵便切手を予

【別紙5】

【別紙5】

平成 年 () 第 号
原告
被告

文書送付嘱託申立書

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第 部 御中

原・被告 _____ 印

次の文書の送付嘱託を申し立てます。

1 文書の表示

2 文書の所持者
〒 _____
住 所
名称、氏名

3 証明すべき事実

納してください。

ただし、東京地・区検（立川支部を除く）を嘱託先とする刑事事件記録の送付嘱託及び東京家裁本庁を嘱託先とする少年保護事件記録の送付嘱託については、郵便切手の予納は不要です。

3 同意書の提出等

医療機関を嘱託先とする医療記録の送付嘱託に際し、当該医療機関が同意書（患者本人又は遺族が送付嘱託に同意する旨の書面。書式例【別紙7】）を要求する場合があります。当部の取扱いとしては、医療機関から同意書の要求があれば、申立人側又は患者側に同意書を裁判所に送付するよう依頼しています。医療記録は、交通事故の当事者からすると第三者である医師等が受診当時の診療経過等を記録したもので重要な資料であり、また、患者にとっても有利な事実が記載されていることもありますので、迅速な同意書の作成に協力してください。

【別紙6】

【別紙6】

平成 年 () 第 号
原告
被告

文書送付嘱託申立書

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第 部 御中

原・被告 _____ 印

次の文書の送付嘱託を申し立てます。

1 文書の表示
「実況見分調査」謄本（又は「物件事故報告書」謄本）

① 受 理 番 号
② 交通事故当事者
③ 発 生 年 月 日 平成 年 月 日
④ 発 生 場 所
⑤ 送 致 警 察 署 警察署
⑥ 送 致 年 月 日 平成 年 月 日

2 文書の所持者
〒 _____
住 所
名称、氏名

3 証明すべき事実

4 申立代理人への送付文書の交付

(1) 交付方式

当部においては、医療機関を嘱託先とする場合には、原則として、送付文書を写しにより送付するよう依頼し、その作成費用を申立人の負担とする取扱いをしています。

そして、次の要件を満たす場合には、送付嘱託の申立代理人弁護士に対し、送付文書を交付する（預ける）ことができるとの取扱いをしています。

本来であれば、嘱託先から送付された文書は、裁判所で保管し、申立人が閲覧・謄写をして、書証として提出するかどうかを検討する手順を経ることとなります。しかし、医療記録は枚数が多く、レントゲンフィルム等は、1枚の写しを作成するのにもかなりの費用がかかります。また、医療機関に対しては写しにより送付するよう依頼しており、その写しの作成費用を申立人に負担してもらっていますから、申立人は、裁判所へ送付される分と申立人側で使用する分

【別紙7】

【別紙7】

東京地方裁判所民事第27部 係
平成20年(ワ)第92345号 平成20年(ワ)第98765号
損害賠償請求事件
原告(反诉被告) 甲野太郎
被告(反訴原告) 乙野次郎, 丙野自動車(株)

同 意 書

平成 年 月 日

医療法人社団 千代田会
交通専門病院 御中

同意者
住所

氏名 印

私は、頭書の事件について、貴院に対する文書送付嘱託に基づき、入通院カルテ、レントゲン、診療録その他の医療記録一切を頭書の裁判所に送付することに同意します。

以 上

【別紙8】

【別紙8】
【交付用】

～ 送付文書の交付について ～
平成25年3月
東京地方裁判所民事第27部

医療機関を嘱託先とする送付嘱託において、嘱託に係る診療録、レントゲン写真等の送付文書が、返還不要の写しにより送付されたときは、申出により、当該送付文書を送付嘱託の申立代理人に交付する取扱いとします。

ただし、①申立代理人が次の《留意事項》を了承されること、②相手方当事者にも訴訟代理人が付いており、その同意が得られることが条件となります。

《本取扱導入理由》

医療機関を嘱託先とする送付嘱託においては、保管期間や管理面を考慮し、原則として、写しによる送付をお願いしており、写しの作成費用を申立人に負担してもらっています。したがって、裁判所に到着した送付文書を申立人において謄写等する場合には、二重に費用負担することになります。特にレントゲン写真等の写しの作成費用は高額となりますが、これを含めて送付文書の写しの作成費用を訴訟費用として認めることはしていません。そこで、以上のような実情に配慮し、医療機関を嘱託先とする送付嘱託については、特例として、本取扱によることにしました。

《申出の方法等》

送付文書の交付が可能な場合において、これを希望されるときは、口頭、電話等適宜の方法により、その旨を担当書記官等にお申し出ください。

なお、送付文書の交付を受ける際には、あらかじめその日時を担当書記官等と打ち合せてください。

《留意事項》

- 送付文書は、当部の窓口における交付を原則とします。
- 当該訴訟の係属中は、申立代理人において、滅失・毀損等のないよう適正に保管してください。
- 当該訴訟以外の目的には使用しないでください。
- 送付文書のうち、診療録、看護記録等の書類を書証として提出する場合には、必ず、交付を受けた送付文書そのものに書証番号、ページ数を付するなどした上、裁判所に提出することとし、相手方当事者用、控え等にはその写しを用いてください。
- 尋問、鑑定等訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認める場合及び相手方当事者において使用する必要がある場合には、速やかに返却していただきます。
- 当該訴訟終了後、当部に持参していただき当部において処分します。なお、申立代理人において、医療記録等に高度の個人情報が含まれていることを踏まえた適正な方法により処分していただいた場合には、当裁判所に返還していただく必要はありません。
- その他、送付文書の取扱いについては、当裁判所の指示に従ってください。

の2つ分の写しの作成費用を負担することになります。そこで、写しの作成に要する手間と費用を軽減するために、相手方代理人に同意いただける場合には、送付された写しを裁判所で保管するのではなく、申立人側に預けることとしています。

ア 送付文書についての要件

- 写しにより送付されたものであること
- 嘱託先への返還が不要であること
- 交付が相当でないと認められる特段の事由がないこと

※送付文書のうちの一部について要件を満たす場合には、要件を満たす部分のみを交付方式の対象としています(例えば、カルテのみ写し・返還不要で送付されたが、レントゲンフィルムは原本で返還が必要という場合にはカルテのみ交付方式の対象としています)。

イ 訴訟代理人等についての要件

- 当事者双方が訴訟代理人(指定代理人を含む)を選任していること

⑤ 申立代理人が次の留意事項(「送付文書の交付について」【別紙8】記載の留意事項)を了承の上、交付方式の申出をすること

- 送付文書は、当部の窓口において交付を受けること
- 当該訴訟の係属中は、申立代理人において、滅失・毀損等のないよう適正に保管すること
- 当該訴訟以外の目的には使用しないこと
- 送付文書のうち、診療録、看護記録等の書類を書証として提出する場合には、必ず交付を受けた送付文書そのものに書証番号、ページ数を付するなどした上で、裁判所に提出し、相手方当事者用、控え等にはその写しを使用すること
- 尋問、鑑定等訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認める場合及び相手方当事者において使用する必要がある場合には、速やかに返却すること

【別紙9】

【別紙9】
【申出人用】

平成25年 月 日

平成 年(ワ)第 号
原告
被告

原告 代理人 殿
 被告 代理人 殿

東京地方裁判所民事第27部 係
裁判所書記官
電話 03-3581-5433 (ダイヤルイン)
FAX 03-3592-9465

送付嘱託申立の採用通知及び文書の交付に関する照会兼回答書

頭書の事件について、原告・被告 申出の平成25年 月 日付け送付嘱託申立
が採用されましたので、通知いたします。

別紙「送付嘱託についてのお願い」記載のとおり、嘱託には嘱託先1か所につき340
0円分の郵便切手が必要となりますので、未納入の場合には7日以内に納入してください。
上記別紙には貸出し等についての記載もあります。

嘱託先から送付文書が届いた際には、裁判所から御連絡します。

なお、送付嘱託による医療機関からの送付文書については、別紙「送付文書の交付につ
いて」記載のとおり一定の条件の下に申立代理人は交付を受けることができます。つま
ましては、交付希望の有無を次の回答欄にご記入の上、この書面を7日以内にファクシミ
リにより返信する方法により回答してください。

回 答 欄	<input type="checkbox"/> 交付を希望する (□ 他の嘱託先からの送付文書も交付を希望する。)
	<input type="checkbox"/> 交付を希望しない (通常の閲覧・謄写の方法による。)

(該当する口欄にレ印を付してください。)

回答者 _____ ㊟

【別紙10】

【別紙10】
【相手方用】

平成 年 月 日

平成 年(ワ)第 号
原告
被告

原告 代理人 殿
 被告 代理人 殿

東京地方裁判所民事第27部 係
裁判所書記官
電話 03-3581-5433 (ダイヤルイン)
FAX 03-3592-9465

送付嘱託申立採用の通知及び送付文書の交付に関する照会兼回答書

頭書の事件について、原告・被告 申出の平成 年 月 日付け送付嘱託申立
てが採用されましたので、通知いたします。別紙「送付嘱託についてのお願い」には嘱
託先からの送付書類の貸出し等についての記載もありますのでよくお読みください。

なお、送付嘱託による医療機関からの送付文書については、別紙「送付文書の交付につ
いて」記載のとおり一定の条件の下に、申立代理人において交付を受けることができ
ます。

つきましては、申立代理人への交付についての御意見を次の回答欄に記入の上、この
書面をファクシミリにより 日以内に返信する方法により回答してください。

回 答 欄	<input type="checkbox"/> 交付に同意する (□ 他の嘱託先からの送付文書も交付に同意する。)
	<input type="checkbox"/> 交付に同意するが、先にこちらが謄写してからの交付にして欲しい。
	<input type="checkbox"/> 交付に同意しない。

(該当する口欄にレ印を付してください。)

回答者 _____ ㊟

- その他、送付文書の取扱いについて裁判所の指示に従うこと
- ⑥ 相手方代理人の同意が得られること

(2) 交付の手続等

(「送付文書の交付について」【別紙8】参照)

ア 送付嘱託が採用された場合、当部から、申立代理人に対し、「送付嘱託申立の採用通知及び文書の交付に関する照会兼回答書【申出人用】」【別紙9】により、送付文書の交付の申出の有無を確認しています。なお、いわゆる双方申出のときは、写しの作成費用を負担する当事者の代理人(当事者双方が費用を負担し、又は負担しなかったときは患者側の代理人)を申立代理人として取り扱うこととしています。

複数の嘱託先に対して送付嘱託がされているときには、複数の嘱託先からの送付文書について交付の申出の有無を確認しています。

イ 申立代理人から交付の申出がされた場合、当

部から、相手方代理人に対し、電話、口頭及び書面(「送付嘱託申立採用の通知及び送付文書の交付に関する照会兼回答書【相手方用】」【別紙10】)により、交付方式に同意するかどうかを確認しています。

複数の嘱託先に対して送付嘱託がされているときには、複数の嘱託先からの送付文書の交付に対する同意の有無を確認しています。

その際、相手方代理人が交付の条件として、申立代理人への交付前に当該送付文書の閲覧・謄写等を希望されることがありますが、交付後に代理人間で貸し借りをさせていただくことが可能ですので、可能な限り同意にご協力ください。

ウ 相手方代理人から同意された場合、申立代理人に当部の窓口までお越しいただき、申立代理人が留意事項を了承していることを再度確認した上で申立代理人に「送付文書交付管理票」【別紙11】の「受領書兼承諾書」欄に日付の記

【別紙11】

送付文書交付管理票	
交 付 の 申 出	
申出年月日 平成 年 月 日 (□一括交付希望)	担当者印
申 出 人	
相手方代理人の同意確認	
<input type="checkbox"/> あり(□上記一括交付希望に対する同意) 同意 平成 年 月 日 □ただし、謄写後 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 電話 確認方法 □書面 <input type="checkbox"/> 口頭
担当者印	
送 付 文 書 の 表 示	
<input type="checkbox"/> 別紙「送付書」写し記載のとおり (□ ただし、次に記載の物を除く)	
受 領 書 兼 承 諾 書	
前記の送付文書を受領しました。なお、次の事項を承諾します。 1 受領した送付文書については、本件訴訟の係属中、滅失毀損等のないように適正に保管します。 2 送付文書のうち、診療録、看護記録等の書類を書証として提出する場合には、必ず、交付を受けた送付文書そのものに書証番号、ページ数を付するなどした上、裁判所に提出します。 3 尋問、鑑定等、本件訴訟の審理のために必要な場合その他裁判所が必要と認めた場合及び相手方当事者において使用する必要がある場合には、速やかにその返却に応じます。	
平成 年 月 日	(受付日付印)
代理人弁護士	印
東京地方裁判所民事第27部	御中

載、署名・押印をしていただき、当該管理票の写しとともに送付文書を交付します。

送付文書は、窓口において直接交付しており、郵送等による交付はしていません。

5 送付嘱託文書の貸出し

(1) 貸出し

レントゲン、CT、MRI等の画像資料の写しの作成については、特殊な設備や技術を要するため、例外的に、当該画像資料（レントゲンフィルム等）を貸し出す方法による閲覧・謄写を認めています。

レントゲンフィルム等の貸出しに際しては、その種類、枚数等を確認した上で借用書を作成するなどの準備に一定の時間を要するため、事務処理の都合上、貸出しを希望される場合には事前にご連絡ください。

(2) 貸出手続等

貸出しは、窓口において直接貸し出しており、郵

送等による貸出しはしていません。

貸出しの際には、種類、枚数等を確認していただいた上で借用書に署名押印をしていただき、借用書の写しとともにレントゲンフィルム等を貸し出しています。

(3) 貸出期間

貸出期間は、2週間です。

貸出期間内に返却することができない場合には、期間内に当部にご連絡ください。返却期限の延長を求める理由が相当で、事務性に特に支障のないときは、申出により、1回に限り、返却期限の延長を認めることがあります。

その場合には、貸出期間内に返却することができない理由等を記載した返却期限延長申請書等の書面を提出していただきます。

延長を認める場合でも、期間は2週間が上限です。返却期限を延長するのは1回限りですので、さらに貸出物を使用する必要がある場合であっても、一旦返却してください。

何らの連絡なく返却期限を徒過した場合には、送付文書の適正な保管の観点から、速やかに返却していただくよう連絡していますので、速やかに返却してください。

(4) 注意事項

ア 裁判所から閲覧及び謄写のために借用した送付文書は、貸与を受けた代理人の責任において裁判所に返却してください。決して、直接病院に返却することがないようにお願いします。

イ 裁判所から借用した送付文書の返却手続は、窓口が午後3時以降混雑するため、なるべく午後3時までにお問い合わせください。

第5 訴訟終了段階における留意点

- 1 裁判所から提示した和解案の受諾の可否，当事者間で合意することができた和解条項等については，期日前に書面又は電話でお知らせください。
- 2 訴訟が和解で終了する場合には，次の書類等の準備にご協力ください。
 - ① 振込口座を記載した書面
 - ② 利害関係人が参加する場合は，利害関係人参加申出書，資格証明書（利害関係人が法人であるとき），訴訟委任状（代理人が出頭するとき）
 - ③ 成年後見人に後見監督人が選任されている場

合は，後見監督人の同意書（訴え提起自体にも同意書が必要です）

- ④ 地方公共団体が当事者である場合は，原則として議会の決議が必要であるため，議会の承認を得た旨の書面
 - ⑤ 訴え提起時に未成年者であった当事者が和解成立時に成年に達している場合には，成年に達した当事者からの訴訟委任状
 - ⑥ 当事者の住所変更又は法人の代表者の変更がある場合はそれらを証する書面及びその旨を記載した上申書
- 3 訴訟救助により訴え提起手数料等の猶予を受けている場合は，和解成立後，速やかに猶予した費用を任意納付してください。

II 交通事故損害賠償請求事件における基本的留意事項

会員 厚井 乃武夫 (40期)

第1 はじめに

弁護士にとって交通事故による損害賠償請求事件は、比較的身近な事件であり、多くの会員が一度は交通事故の被害者の代理人として事件処理をした経験があるものと思われる。

しかしながら、交通事故損害賠償請求事件は極めて専門性の高い事件であり、これを適切に遂行するには、その専門性に由来する様々な事項に留意する必要がある。

本稿では、交通事故損害賠償請求事件を遂行する弁護士にとって留意すべき基本的事項について、基礎的な文献を引用しつつ、①事前準備、②手続きの選択、③訴え提起に項を分けて述べることとする。

第2 事前準備

1 依頼者からの事情聴取

交通事故損害賠償請求事件を受任するに当たっては、他の事件と同様、依頼者より適切に事情聴取することが必要である。交通事故損害賠償請求事件において依頼者より聴取すべき事項としては、①当事者(被害者、加害者、加害者の自賠責保険・共済(以下これらを「自賠責保険」という)、加害者の任意保険・

共済(以下これらを「任意保険」という)、被害者の任意保険、殊に人身傷害補償保険の有無等)、②事故状況、③治療状況(傷病名、治療状況、後遺障害の有無及び程度等)、④損害の内容(積極損害、消極損害、慰謝料、物損等)など多岐に亘る。受任弁護士としては、早期の段階で、これらの事情聴取を十分に行う必要がある*1。

なお、近時の任意保険においては、弁護士費用等補償特約が付されることが増えており、被害者たる依頼者等がかかる弁護士費用等補償特約付きの任意保険に加入している場合には、同特約を利用して、受任した事件の弁護士費用の支払を受けることができる。したがって、依頼者からの事情聴取に当たっては、依頼者自身あるいはその家族等が任意保険に加入しているか、同保険に弁護士費用等補償特約が付されているか、どのような内容の特約か(被保険者は誰か、保険金額や支払基準はどのように定められているか等)を必ず確認する。

2 後遺障害の等級認定

(1) 後遺障害等級認定手続き

交通事故損害賠償請求事件において、依頼者が後遺障害の残存を主張しており、未だ後遺障害等級認定手続きを経ないときは、同認定手続きを行い、後遺障害の有無及びその程度(等級)について認定を受けることが必要である。

後遺障害等級認定を受けるためには、まず、治療機関に後遺障害診断書を作成してもらい、これを一括払い*2を予定して任意保険会社と示談交渉を行っ

*1：依頼者からの事情聴取を行うための補助ツールとして、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(以下「赤い本」という)2013年版上巻379頁以下に掲載されている「損害賠償請求調査事項整理票」を利用するのが簡便かつ確実である。

ている場合には加害者付保の任意保険会社に、被害者請求（後記3(1)参照）を行う場合には加害者付保の自賠責保険会社に提出する必要がある。後遺障害の等級認定を的確かつ迅速に受けるためには、後遺障害診断書に、できる限り詳細かつ具体的に被害者の症状や治療状況を記載してもらい、症状の裏付けとなる他覚的所見（画像所見や神経学的所見等）を記載してもらう必要がある。

(2) 異議申立て手続き等

上記等級認定手続きを経て、被害者には、任意保険会社（被害者請求の場合は自賠責保険会社）から、後遺障害該当非該当の結果及び該当の場合はその等級が理由を付して書面にて通知される。被害者が、その結果を了承すれば、これに基づき以降の手続きを進めることとなるが、その結果に不服な場合は、異議の申立てを行うこととなる*3。

異議申立てを行うに当たっては、自賠責保険における後遺障害の等級認定が原則として労働者災害保険における障害等級の認定基準（以下「障害認定基準」という）に準じて行われることから、まず、当該事案に適用される障害認定基準を十分に理解する必要がある*4。後遺障害等級認定手続きは、あくまでも、集団的かつ画一的に処理される自賠責保険制度の枠

組み内での手続きである以上、障害認定基準を前提としない異議申立てでは意味を有しない*5。

異議申立てを行うに当たっては、障害認定基準を前提として、通知を受けた認定結果の理由のいかなる点が不服であるのか、争点を明示したうえ、自ら主張する結論に沿う新たな証拠（医師の診断書、意見書、検査結果等）をできる限り付してこれを行う必要がある。

異議申立てに回数制限はないが、複数回の異議申立てにもかかわらずその結論に変更がなく、これに不服があるときは、後記のとおり自賠責保険・共済紛争処理機構に調停の申立てをすることができる。

3 各種保険等の利用

(1) 自賠責保険に対する被害者請求

ア 被害者請求の手続き

被害者請求とは、自賠法3条による保有者の損害賠償責任が発生したときに、被害者が自賠責保険会社に対し、保険金額（保険給付の限度額）の範囲内で損害賠償額の支払を直接請求することをいう（自賠法16条）。交通事故証明書には自賠責保険会社及び自賠責証券番号が記載されており、これを手掛かりに必要書類*6を添付して自賠責保険会社に請求する。複数の自動車による事故で損害賠償責

*2：一括払いとは、本来、任意保険は、自賠責保険によって支払われる金額を超過する場合に、その超過分を支払う保険（いわゆる上積み保険）であるものの、任意保険会社が自賠責保険金分も含め損害賠償金を支払う扱いをいう。任意保険会社は一括払い後、自賠責保険会社に自賠責保険分を求償することとなるが、その回収を円滑に行うために後遺障害等級認定を予め受けておく必要がある。これを事前認定という。自賠責保険請求と後遺障害等級認定手続きとの関係については、交通事故損害額算定基準—実務運用と解説—（以下「青本」という）23訂版291頁以下参照。

*3：異議申立ては等級認定に不服がある場合の外、自賠責保険会社がした有無責任判断や後述する重過失減額等の判断に対しても行うことができる。

*4：労働者災害保険における障害認定基準は、一般財団法人労災サポートセンターが発行する「労災補償障害認定必携」に詳細に解説されている。なお、事故発生日に応じて適用される障害認定基準が異なることに注意を要する。

*5：裏を返せば、後遺障害等級認定手続きにおいて（相当と考えられる）等級認定がされなくても、これは自賠責保険における扱いにおいて等級認定がされなかったことに過ぎず、直ちに後遺症についての賠償責任が否定されるとは限らない。このような場合に、なお、後遺症についての賠償責任を追及するためには、多様な紛争を個別的に解決する手続きである訴訟の提起を選択することとなる。

任を負うべき運行供用者が複数存在し、いずれも自賠責保険が付されている場合には、各自動車の自賠責保険から支払を受けることが可能であり、保険金額はその自動車の台数を乗じた金額となる。

なお、任意保険会社との間で示談交渉をしている場合に被害者請求を行うときは、任意保険会社に一括払いの解除を依頼する必要がある。

イ 被害者請求を行う必要のある場合

任意保険会社との示談交渉が成立した場合には、任意保険会社は、自賠責保険により支払われる金額を含め損害賠償金を一括払いするため、被害者が被害者請求を行う必要はない。

これに対し、任意保険会社との示談交渉が決裂した場合、被害者代理人としては、後記のとおり訴訟提起あるいは裁判外紛争処理機関（ADR）に対する紛争処理の申立てを行うこととなるが、その際、被害者が当面の生活資金を必要としているときなどには、適宜、依頼者の意向を聴取し、訴訟提起等の前に被害者請求を行うこととなる。

また、加害者が任意保険を付保していない場合、加害者に賠償資力が乏しいことが多く、このような場合にも被害者請求を行う必要が生じる。

更に、特に注意すべきは、当該事故において被害者の過失が大きいと考えられる場合であり、このような場合には予め被害者請求を行っておく必要がある。被害者請求により受領し得る損害賠償額

は、上記のとおり保険金額の範囲内であり*7、その支払基準も赤い本や青本の損害賠償額算定基準に比して低額であるが*8、自賠責保険においては、被害者に重大な過失がある場合に、これによる減額が一般の過失相殺に比して被害者に有利に取り扱われることとされており（いわゆる重過失減額*9）、被害者の過失が大きいと考えられる場合においては、訴訟提起等による解決よりも結果的に多額の損害賠償金を受領することができる場合がある。このような場合に、敢えて訴訟提起を行うと、裁判所は自賠責保険の支払基準に拘束されないため*10、自賠責保険に対する被害者請求によって受領できた金額より低い金額の認容判決を受ける可能性がある。かかる判決を受けたとき、賠償責任保険である自賠責保険は判決を尊重するため、後日、認容判決を超える金額を自賠責保険会社に請求することは不可能となり、場合によっては、弁護過誤にもなりかねないこととなるのであって、十分な注意が必要である。このような場合には、予め被害者請求を行い、自賠責保険会社より損害賠償金を受領したうえで、訴訟提起により追加請求することができるか慎重に検討すべきである。

(2) 政府保障事業の活用

加害者が任意保険はおろか自賠責保険さえ付保していない場合や、保有者が運行供用者責任を負わな

* 6：事案ごとの必要書類については、青本23訂版314頁参照。

* 7：死亡、傷害及び後遺障害等級に応じた保険金額については、赤い本2013年版上巻337頁参照。

* 8：自賠責保険の保険金等の支払基準については、赤い本2013年版上巻365頁以下参照。

* 9：自賠責保険における重過失減額の内容は、赤い本2013年版上巻370頁記載のとおりであり、後遺障害又は死亡に係る損害を例にとれば、過失割合7割未満の場合は減額されず、同7割以上8割未満の場合は2割減額、同8割以上9割未満の場合は3割減額、同9割以上10割未満の場合は5割減額されるにとどまる。

* 10：最判平18.3.30民集60・3・1242

いため自賠責保険が付保されていても自賠責保険を利用できない場合、あるいはひき逃げ事故など加害者が不明の場合には、自賠責保険に対する被害者請求すら行うことができない。このような場合には、政府の自動車損害賠償保障事業に対し、損害てん補請求を行うことにより一定の支払を受けることができる（自賠法71条以下）。

政府保障事業の損害額の積算方法については重過失減額の扱いも含め自賠責保険と同じであり、その請求から支払までの期間は、従前においては長期間を要するとされていたが、現在においては、平均して、ひき逃げ事故が約3か月、無保険事故は約7か月前後であるとされている*11。

なお、政府保障事業においては、健康保険や労災保険等の社会保険から給付を受けた金額は控除しててん補され（自賠法73条1項）、加害者からの支払額も控除しててん補される（自賠法73条2項）。したがって、被害者代理人としては、先に政府保障事業から損害てん補を受け、その後、加害者との間で示談を締結し、残損害額の支払を受ける等の工夫をする必要がある。

(3) 人身傷害補償保険に対する保険金請求

人身傷害補償保険とは、傷害保険の一種であり、①被害者の過失の有無・程度を問わず、②保険約款に定められた基準により算定された金額を保険金として支払う保険であり、近時においてはかなり普及する

に至っている。前記のとおり交通事故損害賠償請求事件を受任するに当たっては、加害者の保険のみならず、被害者あるいはその家族等の保険についても十分に聴取し、早期に人身傷害補償保険の有無、その被保険者、支払基準等を保険約款で確認する必要がある。人身傷害補償保険による保険給付を受けられる場合には、先に人身傷害補償保険会社（以下「人傷社」という）から保険金を受領し、その後、人傷社が保険金を支払ったことにより被害者から代位取得した損害賠償金を控除した残損害金を加害者に対して請求することが多い（いわゆる人傷先行）。

人傷先行において、被害者に過失がある場合の人傷社の代位の範囲については争いがあったが*12、最高裁は、いわゆる訴訟基準（裁判基準）差額説を採用することを明らかにした*13。人身傷害補償保険については、賠償先行の場合の人傷社の代位の範囲等多岐に亘る問題が残されており*14、その請求あるいはその後の訴訟提起に当たっては十分に研究を行う必要がある。

(4) 健康保険や労災保険の利用

交通事故による傷害の治療についても健康保険や国民健康保険等の公的医療保険制度を利用することができる。加害者が自賠責保険及び任意保険に加入しており、被害者に過失がない場合には、健康保険を利用するメリットは少ないが、加害者が自賠責保険しか付保していない場合には、その傷害保険金額が

* 11：政府保障事業の概要につき、<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html> 及び赤い本2013年版下巻141頁以下参照。

* 12：この点に関する各学説及び具体例等については青本23訂版189頁以下を参照。

* 13：最判平24.2.20 判時2145・103，最判平24.5.29 判時2155・190

* 14：人身傷害補償保険を巡る問題点に関し、赤い本2007年版下巻131頁「人身傷害補償保険をめぐる諸問題」、同2011年版下巻93頁「人身傷害補償保険金と自賠責保険金の代位について」、同2012年版下巻53頁「人身傷害補償保険金の支払による保険代位をめぐる諸問題」参照。

120万円であることから、休業損害や傷害による慰謝料等他の損害費目について自賠責保険からの給付を受けるために治療費を抑制する必要がある。この点、健康保険を利用すれば、原則として治療費の3割を負担すればよく、また、健康保険の診療報酬単価は自由診療に比べて低いことから自由診療による治療よりも治療費を抑制することができる。また、被害者に過失がある場合は、過失相殺後の総損害額から治療費全額が控除されるため、治療費を低額に抑えた方が結果的に受領し得る損害額が多くなる。このような場合は健康保険の利用を検討すべきであろう。

当該交通事故が業務上あるいは通勤途上で発生した場合には、労働者たる被害者は労災保険を利用することができる。労災保険を利用し、保険給付を受けた場合は、損益相殺の問題が生じるが、社会復帰促進等事業から支給される特別支給金は損益相殺の対象とならず、また、損益相殺の対象となる給付も、給付の目的に応じて同一性のある損害の限度内で控除されることから、同一性のある損害から控除しきれなかった給付については損益相殺されないこととなる。このように、労災保険を利用することにより、これを利用しない場合に比べて被害者が受領する金額を増大させることができる場合があるため、積極的にその利用を検討すべきである。

4 立証資料の収集

(1) 一般の立証資料

交通事故損害賠償請求事件を受任した後、任意保険会社と交渉するに先立ち、あるいは交渉と並行して、

前記依頼者より聴取した当事者、事故状況、治療状況、損害の内容等に関する立証資料を収集する必要がある。

依頼者より交通事故損害賠償請求事件を受任した時点においては、上記立証資料（例えば、傷害事案における休業損害証明書や後遺障害事案における後遺障害診断書）を加害者の付保する任意保険会社に既に提出しており、その写しを被害者が保有していない場合や、立証資料（例えば、傷害事案における経過診断書や診療報酬明細書）を任意保険会社が治療機関より直接取得している場合があり、被害者の手元にこれらの立証資料が存在しない場合がある。

このような立証資料については、予め必要なものを点検したうえ、任意保険会社に対する受任通知に付記し、これらの立証資料の写しを送付するよう依頼するのが便宜であり、受任通知に委任状を添付しておけば、任意保険会社も、かかる依頼に応じるのが通例である。

(2) 刑事記録等

交通事故損害賠償請求事件において、責任原因や過失割合を明らかにするためには、当該事故の刑事記録や少年事件記録を入手する必要がある。殊に加害者あるいはその付保する任意保険会社との示談交渉において、これらが争点となっている場合には、刑事記録等の入手は不可欠である。刑事記録等の入手に当たっては、刑事事件及び少年事件の別、その結果や進捗状況（不起訴、起訴後刑事事件係属中、刑事事件確定後等）並びに民事訴訟提起の前後によって、その根拠となる法条や手続き、入手できる記録の範囲等が異なっており、実務の運用も変遷している*15。

* 15：直近の運用の変更として、不起訴事件記録の閲覧・謄写につき平成20年11月19日付刑事局長依命通達（法務省刑総第1595号）が出されており、これによって、閲覧・謄写の範囲や要件が具体的に定められるに至っている。

交通事故損害賠償請求事件を受任する弁護士としては、かかる刑事記録の入手方法につき子細に研究し、複数の入手方法が存在する場合にはいずれの方法を選択すべきか十分に検討し、適切にこれを入手する必要がある*16。

(3) 医療記録

近時においては、高次脳機能障害（MTBIの議論を含む）、非器質性精神障害（PTSDなど）、RSD・CRPS、低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）など旧来においてはあまり議論されなかった後遺症について争点とされる事件が散見されるようになっている*17。このような事件に対応するためには必要最低限の医療知識が不可欠であると共に、後遺症の残存を立証する医療記録を入手する必要がある。

医療記録を入手するためには、依頼者の同意書を添付し、治療機関に任意に提出してもらう方法、訴訟提起前後に文書送付嘱託の申立てをする方法等が考えられるが、医療記録の原本を受領した場合（レントゲンやCT、MRIなどの画像は、その電子データを受領することも多くなってきたが、画像原本を借り受けることも少なくない）は、紛失汚損等なきよう、その管理に十分留意する必要がある。また、診療録等を裁判所に提出するに当たっては、外国語の訳文を付記する必要があり、相応の費用を要することに留意すべきである。

5 時効の管理

交通事故損害賠償請求事件において留意すべき事

項としては時効の管理が重要である。加害者に対する損害賠償請求権（民法724条）は3年で、被害者請求権（自賠法19条）及び政府保障事業に対する損害てん補請求権（自賠法75条）も3年で（ただし、事故発生日が2010年3月31日以前の場合は2年で）時効により消滅する。

保険実務の扱いとしては、傷害による損害については事故日から、死亡による損害については死亡日から、後遺障害による損害については症状固定日*18から時効が進行するとされるのが通例である。

なお、加害者に対する損害賠償請求権と被害者請求権とは別個に時効が進行するので注意が必要である。

交通事故損害賠償請求事件を受任する際には、上記時効期間を十分に注意し、時効中断が必要な場合は直ちにこれを行い、事件の処理過程においても、これを常に念頭に置いて、適切に対処する必要がある。

第3 手続きの選択

1 任意保険会社との交渉

これまで述べた事前準備を十分に行ったうえ、適切な損害賠償金を請求すべく任意保険会社との交渉を開始することとなるが、一般に、任意保険会社が

* 16：刑事記録等の入手方法については、赤い本2013年版上巻408頁以下に詳細に纏められている。

* 17：これらの後遺症及びこれを巡る近時の裁判例を整理したものとして松居英二「後遺症を巡る最近の裁判例など」（自由と正義2012年10月号47頁）参照。

* 18：後遺障害に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点につき最判平16.12.24 判タ1174・252参照。

赤い本や青本の損害算定基準に基づく賠償額を素直に支払うことはあまりないであろう。

このような場合、任意保険会社の提示額と適正と思料される賠償額との乖離の程度や依頼者の早期解決の希望等を総合的に考慮して、交渉を妥結させるか、これを打ち切り法的手続きに移行するか慎重に判断することになる。

2 裁判外紛争処理機関(ADR)に対する紛争処理の申立て

任意保険会社との示談交渉が決裂した場合、被害者代理人として法的手続きを検討することとなるが、交通事故損害賠償請求事件においては次のとおりいくつかの裁判外紛争処理機関(以下「ADR」という)が存在しており、訴訟提起による以外に選択し得る手続きがある*19。

これらのADRには、被害者本人によって損害額が比較的少額な事件が申し立てられることが多いが、代理人としても事案に応じてこれらの手続きを選択することを考えても良い。

これらのADRによる紛争解決を選択する利点としては、費用が低廉であること(以下のADRの利用に当たっては、いずれも手続きを利用すること自体に費用は掛からない)、一般的には比較的早期の解決が期待できることなどが考えられる。

他方、ADRによる紛争処理は、その手続きの性質上、最終的な解決に至らない場合があり、このよう

な場合に改めて訴訟提起することとなると、かえって時間がかかることに留意する必要がある。また、紛争の前提となる事実、例えば事故状況や後遺障害の程度等に関して大きな争いがある場合や紛争に未解決の法律問題が含まれる場合には、そもそもADRによる紛争解決を選択すべきでないであろう。

以下、交通事故を扱う主要なADRについて概要を説明する。

① 公益財団法人日弁連交通事故相談センター

公益財団法人日弁連交通事故相談センター*20では、全国39支部で示談あっ旋業務を実施している。示談あっ旋とは、同センターの示談あっ旋担当弁護士が被害者と加害者を代行する任意保険会社との間に立って示談による紛争解決を図る手続きをいい、原則として3回以内の示談あっ旋期日の開催により示談の成立を試みる。

示談あっ旋を利用するためには一般に同センターの実施する面接相談を受ける必要があるが、当事者の代理人弁護士がこれを申し立てる場合には、面接相談を経ることなく直ちに申立てをすることができる。手続きを利用するためには一定の要件があるため、同センターのホームページ*21でこれを確認し、あるいは、直接、同センターの事務局あて照会したうえで申立てを行うべきであろう。

示談あっ旋によって担当弁護士から示されたあっ旋案は任意保険会社等に対する拘束力はなく、一部の共済を除き任意保険会社を拘束する解決案を提示す

* 19 : 交通事故損害賠償請求事件に関するADRの総合的研究として日本交通法学会「交通事故ADRの現状と課題 交通法研究第41号」(有斐閣 2013年) 参照。

* 20 : 公益財団法人日弁連交通事故相談センターの概要を紹介したものとして栗原浩「公益財団法人日弁連交通事故相談センターの紹介」(自由と正義2012年10月号35頁) 参照。

* 21 : <http://www.n-tacc.or.jp/>

る審査制度もないが*22、2011年において終結した示談あっ旋における示談成立率は83.3%となっており、紛争解決の手段として十分に機能している。

② 公益財団法人交通事故紛争処理センター

公益財団法人交通事故紛争処理センターでは、本部、7カ所の支部及び2カ所の相談所で和解あっ旋業務を実施している。和解あっ旋とは、同センターの相談担当弁護士が被害者と加害者を代行する任意保険会社との間に立って和解による紛争解決を図る手続きをいう。

申立ては、申立人の住所地又は事故地におけるセンターに行くこととなっており、当事者の代理人弁護士が申立てを行う場合にも、申立人の主張を聴取し、提出された資料を確認のうえ争点を整理するために、原則として法律相談（代理人申立ての場合は事実上の争点整理）を受ける必要がある。同センターの手続きを利用するに際しても一定の要件があるため、同センターのホームページ*23でこれを確認することが必要であり、電話予約においてそのチェックを受けたうえで相談日時が決められることとなる。

和解あっ旋が不調になった場合、被害者は、当該事案を審査に付すように申し立てることができ、かかる申立てがされた場合、事案の回付を受けた3名の審査委員で構成される審査会は、相談担当者及び当事者から個別事案の説明やそれぞれの主張を聴取し、裁定を行う。申立人たる被害者は、原則として裁定に拘束されないが、同センターとの協定等がある任意保険会社は裁定を尊重することになっており、審査

会の裁定は事実上の片面的拘束力を有する。

③ そんぽADRセンター

そんぽADRセンターは正式名称を損害保険相談・紛争解決サポートセンターといい、一般社団法人日本損害保険協会の顧客対応窓口の業務を行うほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援（和解案の提示等）を行っている。同センターが実施する紛争解決には、一般紛争（契約者又は被保険者と契約先保険会社との間の紛争）と交通事故賠償紛争（交通事故等の被害者と加害者側保険会社との間の紛争）に大別される。

同センターが取り扱う苦情や紛争の範囲は、日本損害保険協会との間で指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結した損害保険会社に関連するものに限られ、また、自賠責保険金の支払及び支払手続きにかかる業務に関するものは除かれる。申立て手続き等の詳細については、一般財団法人損害保険協会のホームページ*24を参照されたい。

同センターは2010年10月から業務を開始し、発足後間もないことから、被害者代理人としてどのような種類の紛争を同センターに申し立てるのが適切であるか今後研究してゆく必要があるが、前記のとおり同センターは損害保険会社に対する苦情解決を扱うことから、未だ示談締結の機が熟していない段階である損害賠償金の内払に関する苦情申立てや、契約者又は被保険者と契約先保険会社との間の紛

* 22：示談あっ旋が不調となった場合、全労済外8共済が当事者の一方の示談代行をしているときは、審査手続きに移行することができ、上記関係共済は審査手続きにおいて審査委員会が示した評決書を尊重し、事案の解決に努めることとされている。

* 23：http://www.jcstad.or.jp/index.htm

* 24：http://www.sonpo.or.jp/useful/soudan/adr/index.html

争*25を扱うことから、任意保険金請求に関する紛争処理申立て等について利用価値があるのではないかと考えられる。

④ 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構は、自賠法23条の5に基づく指定紛争解決機関であり、自賠責保険・共済の保険金又は共済金の支払で、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、当該紛争の調停を行っている（自賠法23条の6第1項1号）*26。同機構による調停は、上記のとおり自賠責保険の保険金等の支払に係る紛争のみを対象としている点に特色がある。

同機構は、紛争処理の申請があると、公正中立で専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員会を開催し、申請についての審査を行う。調停の対象となる具体的内容は主に自賠責保険会社がした後遺障害の等級認定、有無責判断及び重過失減額に関する紛争であり、紛争当事者の出席は予定されておらず、書面に基づいて非公開にて調停を行う。同機構における後遺障害等級認定も、原則として労働者災害保険における障害認定基準に準じて行われるので注意を要する。申請手続き等の詳細については、同機構のホームページ*27を参照されたい。

調停の結果は、書面により申請者及び自賠責保険会社に通知され、自賠責保険会社は約款等でこれを遵守することとしており、事実上の片面的拘束力を有する。同機構が紛争処理申請を受け調停を行った事件の2010年度における変更率は13.8%である。

前記のとおり、自賠責保険による後遺障害等級認定、有無責判断及び重過失減額等の判断については異議申立てをすることができるが、その結果に不服がある場合、被害者代理人としては同機構に紛争処理申請をすることも選択肢の一つとなる*28。

第4 訴え提起

これまでに述べた事前準備を整え、任意保険会社との交渉を行うも満足すべき賠償額の提示が受けられない場合、最終的には訴えの提起による紛争解決を選択することとなる。赤い本では、傷害・後遺障害事案、死亡事案、物損事案のそれぞれについて訴状のひな形を掲載し、これに基づき訴状作成に際して留意すべき事項について詳細な解説を加えており*29、是非とも活用していただきたい。

以下においては、訴状作成において留意すべき事項について、若干の補足説明を行う。

* 25：任意保険金の支払に関する紛争処理については、公益財団法人日弁連交通事故相談センターが被害者から被害者付保の任意保険会社に対する人身傷害補償保険金等の支払につき示談あっ旋を行っているが、公益財団法人交通事故紛争処理センター及び後記一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では紛争処理の対象としていない。

* 26：同機構の概要につき青本23訂版311頁参照。

* 27：<http://www.jibai-adr.or.jp/index.html>

* 28：同機構に対する紛争処理申請は、異議申立てを前提とするものではなく、自賠責保険による判断後、異議申立てをすることなく直ちに紛争処理申請をすることも可能である。

* 29：赤い本2013年版上巻389頁「訴状作成のチェックポイント」参照。

1 責任原因について

交通事故による損害賠償請求訴訟においては、運行供用者責任（自賠法3条，但し人損に限る）や一般不法行為責任（民法709条）を責任原因として、保有者（自賠法2条3項）や運転者を被告とすれば足りることが多く、また、これらの責任原因について深く検討する必要のある事案は少ない。

しかしながら、事案によっては、誰を被告とし、その責任原因をどのように構成するか十分に検討しなくてはならない場合がある。例えば、自転車が加害者となる事故においては、自転車は自賠法の適用がなく（自賠法2条1項，道路運送車両法2条2項，同条3項），自賠責保険の対象にならないことから、一般的に加害者の賠償資力が乏しいことが多いため、運転者のみを被告とするのではなく、例えばその親権者や使用者等に対する責任を追及できないか検討を要する場合が多い。

また、自動車事故においても、任意保険を付保していない場合やこれを使用できない場合は、同様に加害者の賠償資力の問題から、できる限り支払能力のある者を被告とすることができないか、その責任原因を検討する必要がある。

2 損害算定について

交通事故による損害賠償請求の損害算定に当たっては、広く赤い本や青本が利用されている。

ここで注意すべきは、赤い本や青本に掲載されている損害算定基準は、あくまでも一般的な基準であり、金科玉条の如くこれに従う必要はないことである。これらの損害算定基準は、これまでの交通事故損害賠償実務を踏まえ基準化されたものであり、これを十分に参考にする必要はあるが、一般的な基準に比べ多額な損害を請求すべき事情がある場合には、かかる個別事情を十分に主張立証することを前提に適正な損害額を請求すべきである。

赤い本と青本の効果的な使用方法について若干付言する*30。まず、青本は、各損害費目についての理論、実務及び裁判例を体系的網羅的に整理解説しており、交通事故損害額算定における基本書とでもいべき書籍であり、交通事故損害賠償請求事件をこれから勉強しようと考えている会員に是非ともお勧めしたい。これに対して、赤い本は、参考となる裁判例を豊富に掲載しており、改訂も毎年行われ、個々の事案処理において疑問が生じたときに、類似事案の裁判例を検索するのに極めて便利であって、いわば参考書とでもいべき書籍である。また、赤い本には、毎年開催される東京地方裁判所民事第27部の裁判官による講演録が掲載されており、損害算定基準の本文では過去の裁判官講演の演目が多数引用されている。例えば、赤い本2013年版上巻の「後遺症による逸失利益」の項では、15件に上る裁判官講演録が引用されており、かかる引用をたどることにより、当該重要論点に関する裁判実務を網羅的により深く理解することができる*31。

*30：赤い本及び青本の注解書として、やや古いものではあるが、損害賠償算定基準研究会編「三訂版注解交通損害賠償算定基準（上・下）」（ぎょうせい 2002年）がある。

*31：東京地方裁判所民事第27部の裁判官による講演については、適宜、合本が出版されており、現在、第3巻として2000年版から2004年版までの講演録が財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「交通事故による損害賠償の諸問題Ⅲ 損害賠償に関する講演録」（2008年）として出版されている。

3 過失相殺について

交通事故における過失相殺については、東京地裁民事交通訴訟研究会編「別冊判例タイムズ16号民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準全訂4版」(判例タイムズ社 2004年)が広く利用されている*32。また、赤い本においても、過失相殺基準が掲載されており、併せて参照すべきである*33、*34。

これらの基準を的確に利用するには、前述の刑事記録等を利用して当該事故の状況をできる限り客観的に把握したうえで、当該類型に対応する基本類型を検索し、その基本過失相殺率や修正要素が前提として想定している事故状況を、各類型の注釈のみならず、小類型の前注、大類型の序文及び本文の序文まで遡って確認することが必要である。

第5 おわりに

以上、交通事故損害賠償請求事件を適切に遂行するために必要な基本的留意事項を、基礎的な文献を引用しつつ概説したが*35、近時の交通事故損害賠償実務は、高度に専門化しており、これらの事件を取り

扱うには、これまで述べた事項を踏まえつつ、個々の事案に対応し得る力を蓄える必要がある。

すなわち、以前において自動車保険約款は各社共通のものであったところ、保険の自由化により保険会社毎に約款が異なるようになり、これに対応するためには一定の保険知識が不可欠となっている。また、自動車保険に関しては、人身傷害補償保険の登場により保険実務上新たな問題点が生じていることは前記のとおりである。

後遺障害等級認定実務においても、前記のとおり高次脳機能障害、非器質性精神障害や低髄液圧症候群等これまで社会において必ずしも十分認知されていなかった障害が着目されるようになり、これらの障害をはじめとする後遺障害事案を扱う実務家にとって最低限の医療知識は必要不可欠のものとなってきている。

加えて、2010年4月には保険法が施行されると共に自賠法が一部改正され、現在も多くの交通賠償に関する新判例が出されており、これらの法規や判例を実務家として逐次フォローしてゆくことも必要である。

このように近時の交通賠償実務を取り巻く状況に鑑みるならば、実務家として交通事故損害賠償請求事件を取り扱うためには弛まぬ研鑽を積む必要があるものと考えられる。

* 32：なお、同書には、「東京地裁民事第27部における民事交通事件訴訟の実務について」と題する論稿が掲載されており、同論稿には、これまでに述べた事前準備を含め訴え提起や主張・立証上の留意事項等につき同部の扱い等を詳細に解説しており、訴えの提起に当たっては本特集と併せて参照すべきである。

* 33：これらの過失相殺基準は、歩行者と自転車との事故及び自転車同士の事故の過失相殺に触れていないが、同事故についての過失相殺を研究した成果として財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部過失相殺研究部会編著「自転車事故過失相殺の分析 歩行者と自転車との事故・自転車同士の事故の裁判例」(ぎょうせい 2009年)が参考となる。

* 34：その他、非典型過失に関する文献として、東京三弁護士会交通事故処理委員会編「寄与度と非典型過失相殺—判例分析—」(ぎょうせい 2002年)、赤い本2013年版下巻107頁「ETCレーンでの事故の過失割合について—中間報告—」等がある。

* 35：本稿と趣旨を同じくする論稿として垣内恵子「交通損害賠償案件(被害者側)処理のための基礎知識」(自由と正義2012年10月号39頁)参照。